

第八節 指定立替納付制度（クレジットカードによる納付）

1. 指定立替納付制度の概要

公金の支払いにおける決済方法としてクレジットカードの利用が普及してきている中、特許料又は登録料及び手数料（以下「手数料等」といいます。）の納付における出願人等の更なる利便性向上を目的として、料金納付手続の簡素化を図る観点から、平成31年4月1日から、クレジットカードを利用した指定立替納付制度を導入しました。また、令和4年4月1日から、オンライン手続に限定していた指定立替納付について、特許庁窓口においても利用可能となりました。

この指定立替納付は、出願等の手続をする際に、申出により本人のクレジットカードによる決済で手数料等を納付する制度です。この制度を利用できるのは、オンライン手続をする場合と、特許庁窓口において手続する場合に限定されます。以下、オンライン手続で指定立替納付を利用される場合は＜オンラインの場合＞の項目を、特許庁窓口において指定立替納付を利用される場合は＜窓口の場合＞の項目を、どちらにも共通する事項は＜共通＞の項目を、それぞれご参照ください。

2. 指定立替納付者による納付ができる者

以下の条件を全て満たす者が対象となります。

＜オンラインの場合＞

- (1) 識別番号が付与されている者
- (2) オンライン手続ができる者
- (3) クレジットカード（3Dセキュア対応）を持っている者

＜窓口の場合＞

- (1) 識別番号が付与されている者

※識別番号をお持ちでない場合、窓口において別途、識別番号付与の申請手続を行っていただきます。

- (2) クレジットカード（3Dセキュア対応）を持っている者
- (3) QRコードの読み取りが可能なスマートフォン又はタブレットを持っている者

3. 指定立替納付者による納付の対象となる手数料等

＜オンラインの場合＞

オンライン手続ができる全ての手数料等が納付の対象となります。

※具体的な例示は、第五節「2. 予納により納付することができる手数料等」の項を参照してください。

＜窓口の場合＞

特許庁窓口において手続ができる全ての手数料等が納付の対象となります。

4. 事前準備

＜共通＞

(1) 指定立替納付者による納付をする者は、クレジットカード発行会社のサイトで「3Dセキュア」(本人認証サービス)の登録を行ってください。

- ・「3Dセキュア」(本人認証サービス)の詳細及び登録方法は、クレジットカード発行会社によって異なりますので、発行会社へお問い合わせください。

(2) 指定立替納付者による納付が利用できる環境(ブラウザ)は以下となります。

- ・Microsoft Edge 最新安定版
- ・Google Chrome 最新安定版
- ・Mozilla Firefox 最新安定版

<窓口の場合>

(3) 手続きを行うためには、以下の3点を準備した上で必ず窓口を持参してください。

- ・作成した手続き書面
- ・3Dセキュア登録済みのクレジットカード(又はクレジットカード番号、セキュリティコード等のクレジットカード情報)
- ・QRコードの読み取りが可能なスマートフォン又はタブレット

5. 出願書類等の納付手続

<オンラインの場合>

(1) 出願タブ、請求タブで行う手続では、手続者は、手続き書類の【手数料の表示】等の欄に、【指定立替納付】及び【納付金額】の項目を設け、【納付金額】の欄に手数料等の金額を記載して手続をします。

※【指定立替納付】の欄は空白とし、何も記載しないでください。

※手続き書類を複数件まとめて提出することにより、まとめてクレジットカードで決済をすることができます。ただし、1,000万円以上の金額は一度に手続できません。また、与信枠を超える決済はできませんので御留意ください。

※手続者とクレジットカード会社間で定められた方法(会員規約)で料金の精算がなされます。

(2) 国際出願タブで行う申請書類の作成方法は、電子出願ソフトサポートサイト>申請書類の作成>申請書類の書き方ガイド>PCT国際出願手続ガイドラインをご参照ください。

(3) 特殊申請タブで行う送付票の作成方法は、電子出願ソフトサポートサイト>申請書類の作成>操作マニュアル>IV. 操作編>第6章特殊申請をご参照ください。

6. 特許庁窓口における指定立替納付の流れ

(1) 特許庁に来庁いただき、受付窓口において利用者が作成した手続き書面を職員に提示します。

(2) 特許庁職員が内容を確認し、四法や手続種別、金額等をシステムに入力し、決済画面用QRコードを生成の上、利用者に提示します。

(3) 利用者は、職員から提示されたQRコードを、ご自身のスマートフォン又はタブレットなどの端末で読み取ります。

(4) QRコード読み取り画面からクレジットカード情報入力画面に遷移しますので、セキュリティコード等を入力し、決済してください。

(5) 決済完了画面が表示されますので、特許庁職員に提示し、書類を提出してください。

7. 手数料等の返還の手続

< 共通 >

指定立替納付者による納付をした手続の手数料等の返還は、返還請求書を提出することにより、特許庁からクレジットカード会社へ返納されます。その後、クレジットカード会社が手続者へ精算を行います。

返還請求をする際の返還請求書には【返還金振込先】欄内の各項目に「-（ハイフン）」を記載してください。

< 記載例 >

【返還金振込先】

【金融機関名】	—
【口座種別】	—
【口座番号】	—
【フリガナ】	—
【口座名義人】	—

8. 利用可能なクレジットカード

< 共通 >

特許庁が指定した指定立替納付者（国際ブランド加盟店契約会社）が扱うことのできるクレジットカードのみ利用できます。利用できるクレジットカードの最新情報は、特許庁ホームページ「クレジットカードによる納付（指定立替納付）」に掲載しています。

9. 利用時間の制限

< オンラインの場合 >

書類の送信直前に、クレジットカードで決済を行いますので、以下の時間帯は、クレジットカードで決済が行えないため、指定立替納付での手続きが行えません。

《決済不可時間帯》

◆特許庁サーバのメンテナンス時間中（特許庁サーバ稼働状況ページで御確認ください。）

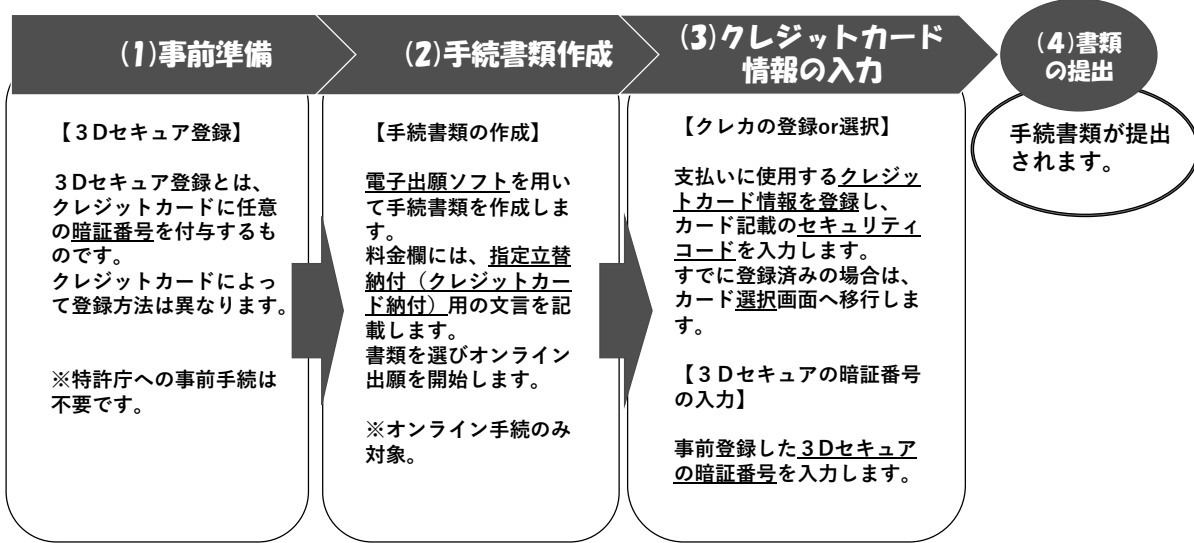
◆申請人利用登録による電子証明書追加の後、特許庁による証明書の内容確認完了までの期間

< 窓口の場合 >

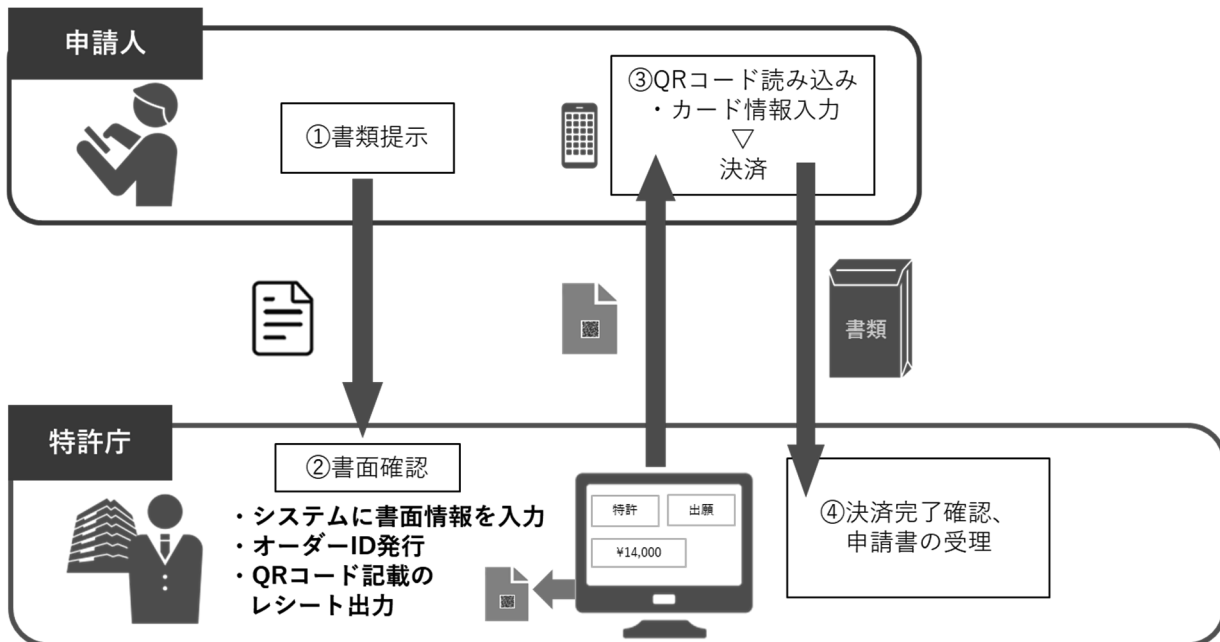
平日の9時から17時までです。なお、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）は、閉庁となります。

10. 指定立替納付の手続フロー

<オンラインの場合>



<窓口の場合>



<処理の流れ>

